

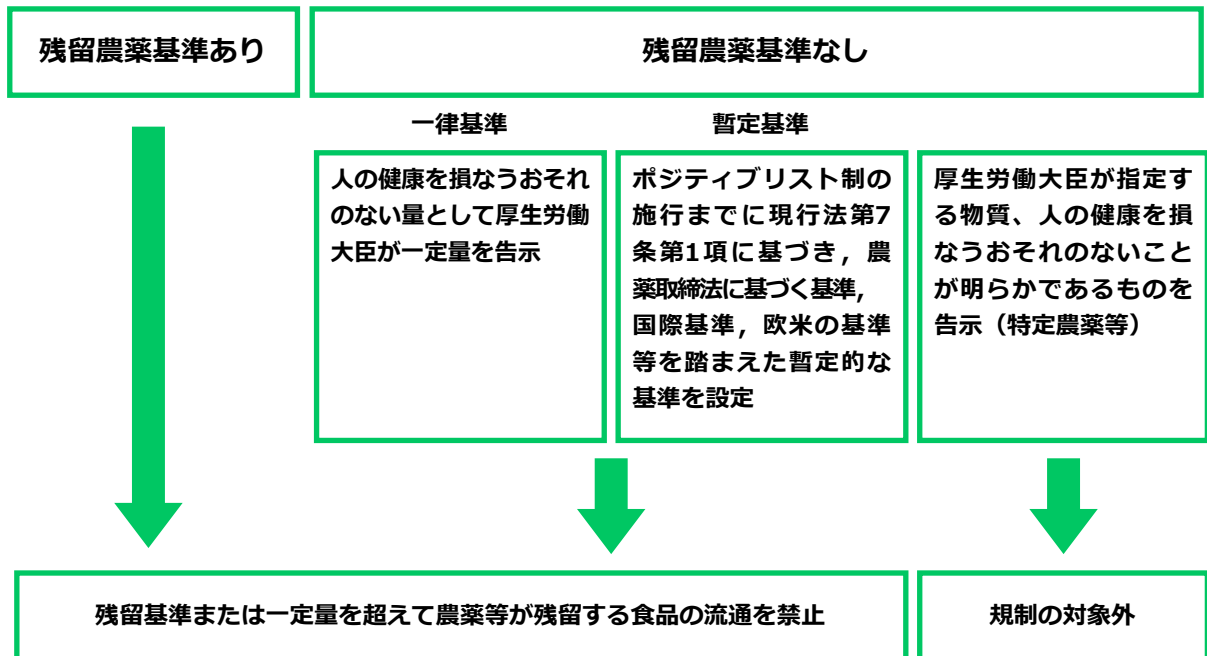
ポジティブリスト残留農薬多成分一斉分析について

食品衛生法の改正に伴い、食品中に残留する農薬などについてポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月29日より農薬などが基準値を超えて残留する食品については販売などが原則禁止されました。

当協会では、残留農薬一斉分析装置を導入し、食の安全・安心を科学的なデータで証明する依頼分析を実施しており、220成分のスクリーニング分析が可能です。

スピーディな分析でお客様のニーズに的確にお応えいたします。

ポジティブリスト制での規制について



超臨界抽出GC/MS法による多種類農薬同時一斉分析

従来の食品検査では、検査する農薬ごとにそれぞれ検査を行わねばならず、分析結果が分かるまでに長期間かかっていましたが、今回導入した残留農薬一斉分析システムでは一度に多数の農薬を検査できるため、迅速な分析結果の提供が可能になりました。



ガスクロマトグラフ質量分析計



超臨界流体抽出装置